

公益財団法人広島県体育協会 役員等旅費規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人広島県体育協会（以下「本会」という。）役員等に支給する旅費に関し基準を定め、会務の円滑な運営に資するものとする。
- 2 前項に規定する役員等の区分を次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、専務理事及び同役員の代行者
 - (2) 常務理事、理事及び監事
 - (3) 前号以外の者及びこれらに準ずる本会外の者
 - 3 役員等に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合（国民体育大会への派遣等）を除きこの規程による。

(出張依頼)

- 第2条 出張のための旅行は、必ず次の区分による出張依頼によって行うものとする。
- (1) 前条第2項第1号・2号に定める者に対する出張依頼は、会長
 - (2) 前条第2項第3号に定める者に対する出張依頼は、専務理事
- 2 前項に規定する出張依頼は、事前に口頭で行う。

(旅費の支給)

- 第3条 役員等が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

- 第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、滞在雑費及び旅行雑費とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ通常の場合の実費により支給することができる。
 - 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
 - 7 滞在雑費は、外国への上張時に、1日当りの定額により支給することができる。
 - 8 国内旅行の旅行雑費は、旅行中の日数に応じ、支給する。
 - 9 外国旅行の旅行雑費は、外国への上張に際して必要な雑費について、実費により支給する。

(旅費の計算)

- 第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行の日数)

- 第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。
- 2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の支給・精算)

- 第7条 旅費は、前渡金又は概算払いにより支給することができる。旅費の支給を受けた場合は、用件終了後2週間以内又は用件の属する月末日までに旅費の精算をしなければならない。
- 2 旅費を精算する場合は、現に要した旅費を証明する書類（領収証又は支払証明書）を添付する。

(旅費の区分)

- 第8条 旅費を区分して国内旅行及び外国旅行の旅費とする。
- 2 国内旅行は、本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島を含む。以下同じ。）における旅行をいう。
 - 3 外国旅行は、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2章 国内旅行の旅費

(国内旅行)

第9条 旅行に要する費用とし、交通費実費を支給する。

また、片道100km以上の地域にあっては、旅行に要する旅費として交通費実費と旅行雑費を支給する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金（新幹線特急料金を含む。）による。

2 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。

3 普通急行列車又は特別急行列車（新幹線を含む。）を運行する路線による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特急料金（新幹線特急料金）を支給することができる。

4 片道500km以上の場合は、特別車両料金（グリーン料金）を支給することができる。

(船賃)

第11条 船賃は、現に利用に要する運賃による。

(航空賃)

第12条 航空賃は、会務の緊急性若しくは経済性を勘案して、現に支払う旅客運賃により支給することができる。

(車賃)

第13条 車賃は、実費を支給することができる。

(宿泊料)

第14条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて別表第1の定額による。

2 宿泊料を要しない場合は、旅行雑費のみを支給する。

3 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、その宿泊料実費を支給する。

(旅行雑費)

第15条 旅行雑費は、旅行日数に応じて、別表第1の定額による。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行)

第16条 外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、滞在雑費及び旅行雑費とする。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(船賃)

第18条 船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第19条 航空賃は、次の各号に規定する運賃による。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、次に規定する運賃による。

① 第1条第2項第1号に定める者については、上級の運賃

② 第1条第2項第2号、第3号に定める者については、次の級の運賃

(2) 運賃の等級別の設けていない航空路による旅行の場合においては、現に航空機の利用に要する運賃

(車賃)

第20条 車賃は現に要した実費による。

(滞在雑費及び宿泊料)

第21条 滞在雑費及び宿泊料は、旅行中の日数又は夜数に応じて支給する。

2 滞在雑費及び宿泊料の支給額については、出張者の用務及び資格に応じて専務理事がこれを定める。

(滞在雑費)

第 22 条 滞在雑費は、用務先滞在中における交通費及び渉外費に当てるため、出張者の用務及び身分に応じて支給することができる。

2 滞在雑費として、現地交通費を支給する場合においては、第 20 条の規定による車賃は、支給しない。

(旅行雑費)

第 23 条 旅行雑費は、予防接種料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、旅行小切手手数料、出入国税、その他これに類する雑費について、実費額を支給することができる。ただし、旅行先における慣習によるホテルのボーイ又はポーター等の心付けについてはこの限りではない。

(旅費の支払い)

第 24 条 前条までの規定による各種運賃及び旅行雑費等の支払いにおいて、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

第 4 章 旅費の調整

(旅費の調整)

第 25 条 会長又は専務理事は、旅行目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第 5 章 雑 則

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1：国内旅行の旅行雑費及び宿泊料（単位：円）

区 分	旅行雑費 (1 日につき)	宿泊料 (1 日につき)
第 1 条第 2 項第 1 号該当者	650 円	13,100 円
第 1 条第 2 項第 2・3 号該当者	650 円	11,800 円